

# 石川県福祉サービス第三者評価制度 評価調査者等養成研修等実施事業者指定要領

## (目的)

第1条 この要領は、石川県福祉サービス第三者評価制度に係る評価調査者等養成研修等を実施する事業者の指定等について定める。

## (指定方法)

第2条 研修を実施する事業者の指定は、研修を実施しようとする事業者（以下「研修事業者」という。）からの申し出に基づいて行うものとする。

## (指定の申請)

第3条 前条の申請は、研修事業実施申出書（様式第1号）を県に提出して行うものとする。

## (指定)

第4条 県は、前条の申出書を受理した時は、石川県福祉サービス第三者評価制度評価調査者等養成研修等実施要領を基に内容を審査し、適当と認められる場合には、当該研修事業者を指定する。

- 2 県は、指定すること又は指定しないことを決定するにあたり、申請者に対し必要に応じて聞き取りを行い、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 県は、指定すること又は指定しないことを決定したときには、申請者に対しその旨を通知する。

## (指定研修事業者が遵守すべき事項)

第5条 前条第1項の指定を受けた研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）が、研修を実施するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 研修の実施内容については、できるだけ詳しく広報すること。
- (2) 受講者に係る個人情報の漏洩、滅失又はき損を防止するよう必要な措置を講じること。
- (3) 実習等において知り得た個人情報を漏らさぬよう、受講者を指導すること

## (実施計画の変更)

第6条 指定研修事業者は、第4条第1項により指定を受けた実施計画を変更する場合には、変更後の内容で研修を実施する1ヶ月前までに、県に届け出るものとする。

- 2 県は、前項の届け出の内容が適当でないと判断したときは、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

## (実施予定報告)

第7条 指定研修事業者は、研修開催の1ヶ月前までに実施内容等を県に報告するものとする。

(研修事業の廃止)

第8条 指定研修事業者は、研修事業を廃止する場合には、事業廃止届(様式第2号)により県に届け出るものとする。

(研修実施内容の調査等)

第9条 県は、必要に応じて研修の実施内容等について指定研修事業者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 県は、前項に基づく調査等により研修の内容等が適当でないと判断した場合には、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(指定の効力の停止又は指定の取消し)

第10条 県は、指定研修事業者が次のいずれかに該当する場合は、指定の効力の停止又は指定の取消しを行うことができる。

(1) 研修の実施にあたり不正な行為があったと県が判断した場合

(2) 研修を適正に実施する能力に欠けると県が判断した場合

(3) 第6条第1項及び第7条の届出及び報告を怠った場合

(4) 第6条第2項の指示に従わない場合

(5) 第8条に規定する廃止届が提出された場合

(6) 第9条第1項又は第2項に基づく要求又は指示に従わない場合

2 県は、前項の規定に基づき指定の効力の停止又は指定の取消しを行ったときは、当該指定研修事業者に対し、その旨を通知する。

(研修修了証明書の交付)

第11条 研修を修了した者に対する修了証書は、県が交付するものとする。

(書類の引き継ぎ)

第12条 研修を修了した者に係る書類のうち、県における評価調査者名簿の登録に必要な書類は、県に引き継ぐものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、指定研修事業者の指定にあたり必要な事項は、県が決定する。

附 則 この要領は、平成17年11月7日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年1月15日から施行する。